65　平成25年3月28日　木曜日　官　報　（号外第65号）　（2分冊の2）

第明治三二十種郵便物認可

平成２５年（フ）第３５０号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―305号、前住所大阪市大正区三軒家東５丁目３番３号ヨジマハイツ205号
債務者　山田　幸郎
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３号
大阪府枚方市村野南町１番４―201号
債務者　木村賢一こと　金　　賢一
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３号
大阪市生野区勝山北２丁目８番７号
債務者　梶井　将太
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９号
大阪府豊中市豊南町西１丁目４番１号
債務者　三﨑　俊峰
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７１号
大阪市平野区喜連東４丁目２番５―204号
債務者　キノシタ製作所こと　木下　　博
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０６号
大阪府摂津市鳥飼野々３丁目35番２号
債務者　松永　　彰
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５４号
大阪府東大阪市瓢箪山町17番２号
債務者　青倉　弘明
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７９号
大阪府東大阪市横小路町５丁目５番８号
債務者　稗田　　操
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０２号
大阪府高槻市赤大路町33番12号　カナディアンⅡ赤大路301号
債務者　小倉　美和
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３８号
大阪市淀川区東三国５丁目12番８―502号
債務者　勝間　清子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５９号
大阪府池田市住吉２丁目５番24号
債務者　横野　春子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７４号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目13番31―101号
債務者　山本　晃正
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９８号
大阪府豊中市寺内２丁目３番９―402号
債務者　石曽根利美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１２号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―308号
債務者　知浦ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１６号
大阪府豊中市服部豊町１丁目11番21―201号
債務者　原　　眞美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ４―103号
債務者　久田　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５４号
大阪市西成区天下茶屋２丁目19番15号　ドルフⅡ１階10Ａ
債務者　井上美都子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５９号
大阪市淀川区西三国３丁目８番６号　共立ビル
債務者　石川　信裕
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部